

令和5年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年2月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸夫	
○		9	佐藤 洋一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
	○	14	穴沢 勝也	
	○	15	櫻井 信夫	
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		桑原 剛史	

令和5年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年2月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 14 時 00 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>16 番 佐藤 陽二 委員</u> <u>18 番 桑原 正文 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可処分取消申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他
		閉会宣言 14 時 45 分

令和5年度 第12回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第12回魚沼市農業委員会総会は、令和6年2月26日魚沼市地域振興センター2階コンベンションホールに招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

お時間になりましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号14番穴沢勝也委員、議席番号15番櫻井信夫委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時00分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明
配付資料について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告する事はありませんが、総会終了後に皆さんから集まっていたきまして、少し意見交換をしたいと思いますので、お願いします。

第2地区部会副部会長（井口恒一郎委員）

第2部会は特段報告する事項はございません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4地区部会は、先ほども事務局のほうからありましたけれども、2月20日と22日に入広瀬地区と上条地区で未来農業を考える会ということで会合が実施されました。以上です。

広報部会会長（阿達正委員）

2月20日に皆さんから原稿を寄せてもらった農業委員会だよりが配付できたと思います。いい出来だったと思います。関係してくれた方、文章を書いてくれた方、本当にありがとうございました。いいのが出来ました。ありがとうございました。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。まず議席番号16番佐藤陽二委員及び議席番号18番桑原正文委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は31件、119筆、163,307.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、農地転用、契約内容を変更するため、労力不足、賃借人への売却、第三者に売却、自作するためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで、目を通していただけたらと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は23件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号1番、15番、21番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

議 長（上村会長）

皆さま方、特になければ報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の17ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、使用貸借権設定4件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか4筆	合計 9,296 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模拡大のためです。申請地は以前のより譲受人が耕作していた農地もあり、この度譲渡人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2番、3番、4番、5番は経営移譲に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から5番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2号各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番の件につきましては、事務局の報告のとおりです。この土地については、前から譲受人がやっており、全然問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に係る整理番号2番から5番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 926 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟及び平屋建て1棟
転用目的 一般住宅建築敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は、将来的に地元である魚沼市で勤務する予定であり、両親も高齢となり、実家も老朽化していることから、申請地を取得し、自身及び両親の住宅を新築して利用するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 404 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟
転用目的 一般住宅及びカーポート建築敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は現在両親と同居しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 163 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟

転用目的 一般住宅及びカーポート建築敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
譲受人は現在アパートに居住していますが、住居が手狭となったため、
申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、本日譲渡人と電話等話し合いました。場所については以前から農地パトロール等をしている時に回っていた場所なので、おおよそ分かっていたので、理由について聞いたら事務局の説明どおりです。特に問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

整理番号2番もそれでいいですか。

阿達正委員

整理番号2番も、はい。

議長（上村会長）

分かりました。

井口恒一郎委員

整理番号3番ですが、2月20日に現地を確認させていただきました。残念ながら積雪のため現状を確認することができませんでしたが、問題はないものと思われ
ます。同じく2月20日に譲受人と電話で対応しましたが、問題ないと、間違いない
ということでございます。また、譲渡人につきましては、現在施設に入っている
ということで、奥さんと連絡を取りまして相違ないと、間違いないということでござ
います。詳細につきましては、事務局の報告のとおりでございます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わり
ました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理
番号1番から3番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条の規定による許可処分取消申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条の規定による許可処分取消申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可処分取消申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	402 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	転用目的	一般住宅及びカーポート建築敷地		
	許可年月日	令和5年4月25日		
	取消理由	当初の事業計画の見直しにより、事業に要する資金額等が増額することから事業実施が困難となったため		

申請地は令和5年4月25日開催の第1回農業委員会総会において承認を受け、同日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を得ましたが、その後、当初計画の施設・設備に不足が見られたため計画を見直した結果、事業に要する資金額が増額することが判明しました。そのため、事業実施が困難となり、農地法第5条の規定による許可処分取消申請があったものです。

なお、申請受付時において譲渡人から譲受人への所有権移転は行われておらず、また、申請農地の区画形質の変更は行われておりません。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号整理番号1番につきまして、申請どおり取消許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、取消申請を許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（桑原主任）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、4筆、1,924.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか3筆	合計1,924㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の29ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、

農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 164 件
筆数 678 筆
面積 647,964.71 m²

所有権移転 件数 1 件
筆数 1 筆
面積 268.00 m²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、78 ページをご覧ください。

整理番号 5-1 所有権を移転する農用地 * * * * * 田 268 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
所有権移転 贈与

こちらにつきましては、所有権を移転する者と移転を受ける者、それぞれ共有名義となっているんですが、共有分の所有権を贈与するという形になります。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 6 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 79 ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定いただくものです。

利用権（設定）	件数	2件
	筆数	3筆
	面積	3,632.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積・配分は地域計画策定まで、今までと同様に利用集積計画等を定めておりますが、中間管理機構から借り手への転貸につきましては農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回、中間管理機構に集積されている農地が様々な理由により、記載のとおり別の借り手へ転貸されることになり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

上村喜久雄委員

権利の設定を受ける者については、私の地元でありまして、基本的に近隣を含めて耕作をしているということから管理の面からも特に問題ないと思っております。以上です。

議長（上村会長）

それでは、皆様方からご質問があれば挙手をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、採決に入ります。議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、特に問題ないということで、ご異議ありませんでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、特に異議なしということで報告をお願いいたします。

その他

特になし

議長（上村会長）

それでは、本日提案いたしました報告また議案それぞれの事項におきましては、慎重審議をいただきました。大変どうもありがとうございました。

(時刻は 14 時 45 分)

上記会議の内容は、令和 5 年度第 12 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
